

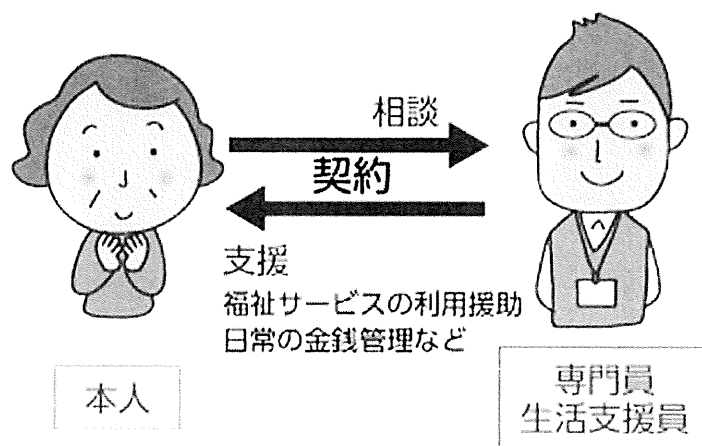
日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業)の 概要について



京都市社会福祉協議会
セーフティネット部

日常生活自立支援事業とは

・「福祉サービスの利用」や「家賃・公共料金などの支払い、生活費などを計画的に使うこと」に不安のある方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、本人との契約に基づき支援する事業



制度創設の背景＝社会福祉基礎構造改革

...福祉サービス利用が「措置」から「契約」へ

(従来) 行政庁(権限のある行政機関)が措置(行政処分)

- ・ * 利用者の意思にかかわらず決定。「特養老人ホーム入所は権利ではない。行政処分の反射的利益」(当時の厚生省)



(改革後) 利用者と提供者の対等な契約

- ・ * 利用者の意思・自己決定の尊重。自らサービスを選択し、提供者と契約する。
- ・ 2000年4月介護保険法、2006年4月障害者自立支援法

- ・ 「契約」には「判断能力」が不可欠
- ・ 判断能力が十分でない方について、福祉サービスを適切に利用するための援助と福祉サービス利用者の利益を守るための仕組みが必要



- ・ 1999年10月

地域福祉権利擁護事業

(現 日常生活自立支援事業)の創設

京都市においては、広義での「権利擁護」との混同を避けるため、2012年4月から「日常生活自立支援事業」の名称を使用している。

事業の実施体制

- ・ 実施主体は、都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会
- ・ 京都市の場合は...

◆京都市社協

事業の実施主体として事業を統括

◆区社協

区内における相談支援を実施

- * 社会福祉法に基づく公的な事業(第2条第3項12「福祉サービス利用援助事業」として、国・京都市の補助により実施

支援の内容

※支援内容は、ご本人の困りごとや希望をお聞きして、一緒に考えながら決めます。

(1)福祉サービスの利用援助

福祉サービスの利用・苦情に関する相談、助言、情報提供、利用料の支払い等に関する支援

(2)日常的な金銭管理

金銭管理に関する相談、助言や生活費の払戻し、公共料金、家賃、医療費等の支払いのための金融機関への同行又は代行

(3)通帳・印鑑の預かり

(1)と(2)の支援にあたって必要な通帳・印鑑(金融機関届出印)の預かり
※ただし、高額の通帳はお預かりできません。

(4)郵便物の管理

郵便物の内容確認と行政等への必要な手続きの支援





どんな場合に 利用できるの？

このサービスを利用できる人

- 家やアパートでくらしている人
- グループホーム・ケアホームでくらしている人



①

福祉サービスを利用したい時

- 区役所に出す書類の手続きがよくわからない
- ヘルパーさんにきてほしい
- でもどこに相談すればいいの？



福祉サービス利用のお手伝いをします

- 福祉サービス利用の相談・説明
- 利用の申し込み
- 利用をやめる
- 利用料を支払う



②

お金のやりくりがうまくできない時

- お金を使いすぎてしまう
- 給料や年金をもらったらすくに使ってしまう
- 家賃、電気代、ガス代、水道代、税金、お店などの支払いができなくて…



お金の管理をお手伝いします

- 銀行での生活費の出し入れ
- 計画的な生活費のやりくり
- 家賃、電気代、ガス代、水道代、税金、お店などの支払い



③

通帳や印鑑の管理が心配な時

- 通帳・印鑑をなくしたり、とられたりしないかな？
- どこか信用できるところにあずけたい



安全な場所であずかります

- 金庫での通帳や印鑑のあずかり
- 必要な時に通帳や印鑑のお届け



④

書類の整理や手続きができない時

- 必要な書類はどれ？
- 書類の内容がわからない
- 書き方や手続きがわからない



家に届いた書類の整理と手続きのお手伝いをします

- 領収書、請求書などの書類をきちんと整理
- 手続きのしかたをわかりやすく説明



対象となる方 次のすべてに該当される方

- (1) 高齢の方や知的・精神に障害のある方などで、判断能力が十分でない方
- (2) 契約の意思があり、契約の内容を理解できる方
- (3) 在宅で生活されている方、又は入院中等で在宅復帰の見込みのある方



利用料金

支援内容	料金
福祉サービスの利用援助	1,000円／時間 1 時間を超えた場合は、30分ごとに500円ずつ加算
日常的な金銭管理	
郵便物の管理	
通帳・印鑑の預かり	1 か月250円

※支援に必要な生活支援員の交通費はご本人が負担

※生活保護を受給されている方については、利用料金はかかりません

担当者

「専門員」

区社会福祉協議会の職員

利用に関する相談に応じ、ご本人の希望に沿って支援計画を作成し、契約を結びます。また、契約後は関係機関と連携しながら、支援内容の点検やご本人の状況を確認します。



「生活支援員」

所定の研修を修了し、京都市社会福祉協議会に登録した臨時職員

支援計画に基づき、ご本人のご自宅等を定期的に訪問し、支援します。



【安心して利用していただくためのしくみ】

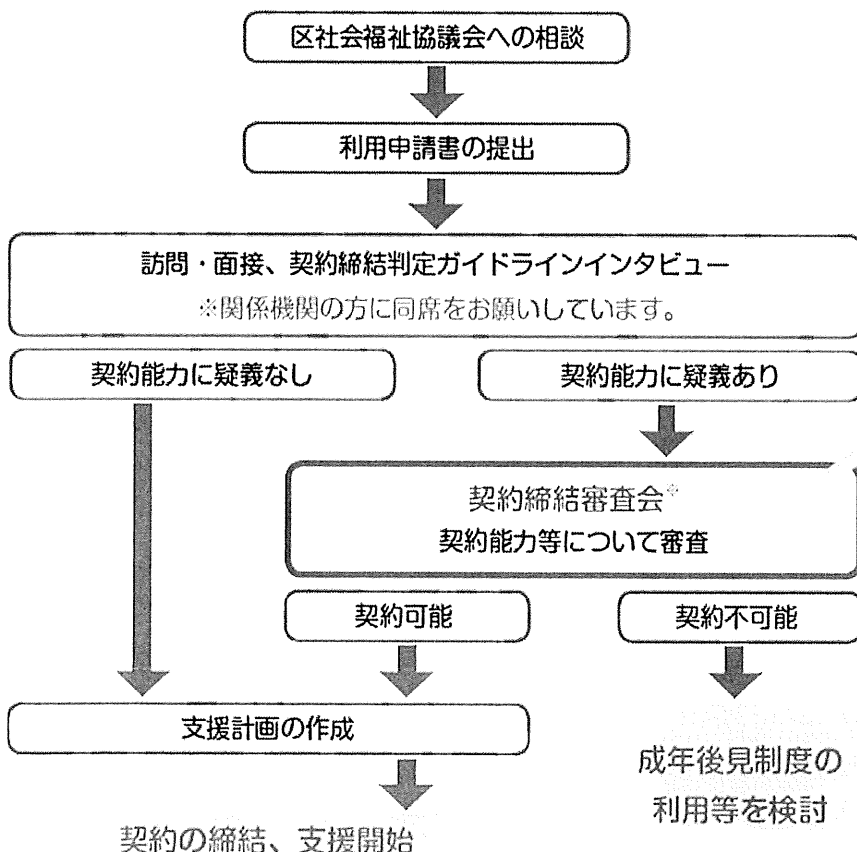
○契約締結審査会

契約を結ぶ能力や契約内容に疑義が生じた場合には、弁護士や精神科医などの法律・医療・福祉の各分野の専門家が専門的な見地から審査を行います。

○京都府福祉サービス運営適正化委員会

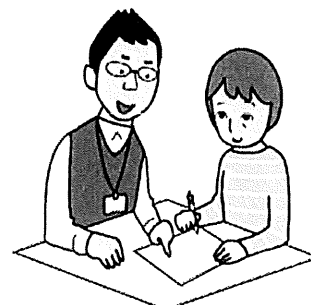
事業の透明性、公平性を担保し、福祉サービスを安心して利用していただけるよう、弁護士や学識経験者などの第三者により事業運営の監視を行います。

相談から支援開始までの流れ



※契約締結審査会

- 医療、法律、福祉の専門家で構成
- 次の事項について審査等を行います
 - ①契約能力
 - ②支援の必要性
 - ③支援計画の内容
 - ④解約の適否
 - ⑤専門員への助言



支援開始までの流れ(詳1)

【利用相談～利用申請】

- 利用相談
まず、区社協の専門員にご相談ください。
ご相談は、関係者やご親族からでも可能です。
- 利用申請
上記ご相談をお聞きしたうえで、事業の利用が可能と考えられる場合は、「利用申請書」を交付します。これに必要事項を記入のうえ、区社協に提出してください。
「申請書」受理後、区社協から「待機期間や初回面接の予定等」をお伝えします。

支援開始までの流れ(詳2)

【初回面接～契約能力の審査】

- 初回面接
専門員が申請(利用希望)者にお会いし、援助内容を説明のうえ、利用意思、契約能力を確認します。

※ 関係者の方等にも立ち会っていただきます。

※ 関係者等が申請した場合は、初回面接までに、利用希望者に対し事業の概略を説明し、面接の了解を得るよう協力いただきます。

支援計画策定のため、専門員が利用希望者に、支援回数や時間帯、内容等を確認します。
- 契約能力の審査
契約能力に疑義がある場合等は、契約締結審査会において審査を行います。

支援開始までの流れ(詳3)

【生活支援員の選任～契約締結】

- 生活支援員の選任
利用希望者が契約能力を有していると認められた場合は、直接の支援に当たる生活支援員を選定します。
- 生活支援員との顔合わせ
支援開始までに、利用希望者と生活支援員の顔合わせを行い、支援日や支援内容等を確認します。
- 契約締結
契約を締結し、事業による支援を開始します。

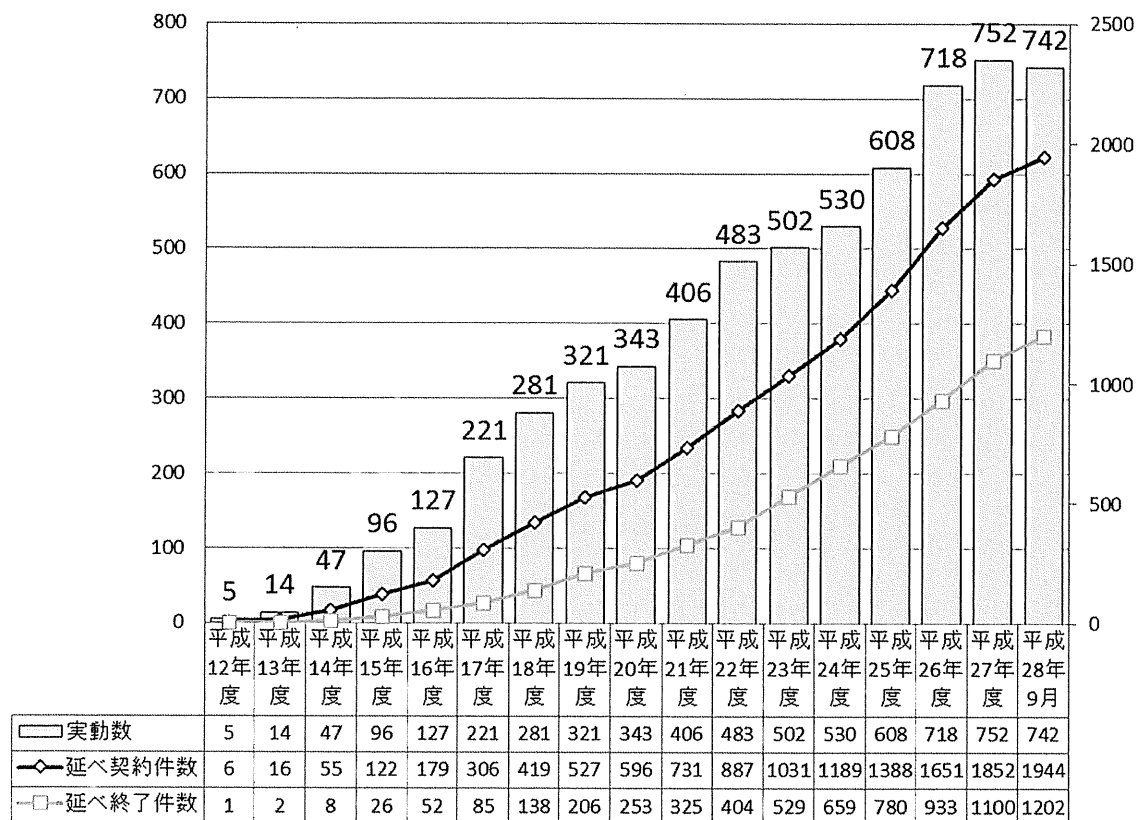


契約が解約・終了される場合

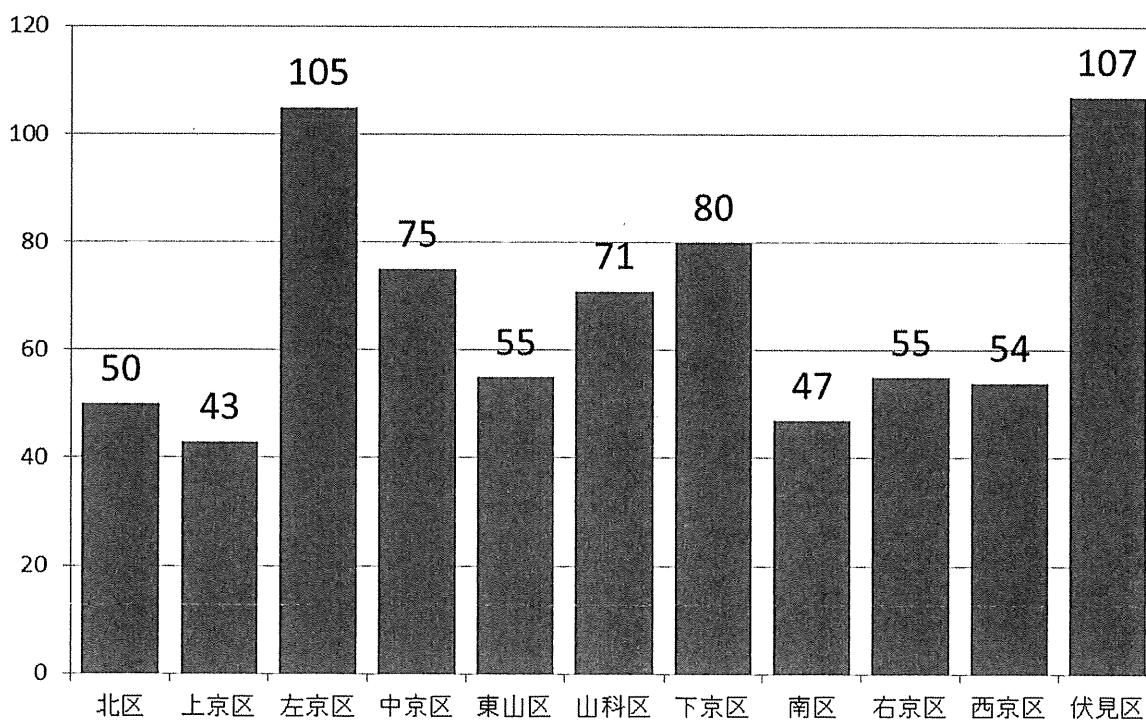
- 利用者の利用意思がなくなった(解約を申し出た)。
- 判断能力が低下したため、事業の内容などが理解できない。* 成年後見人の選任等別の支援につなぎます。
- 施設・病院に長期に入所・入院し、居宅生活に戻る見込みがない。
- 京都市外に転居した。
- 利用者が死亡した。 など

事業の実施状況(統計)

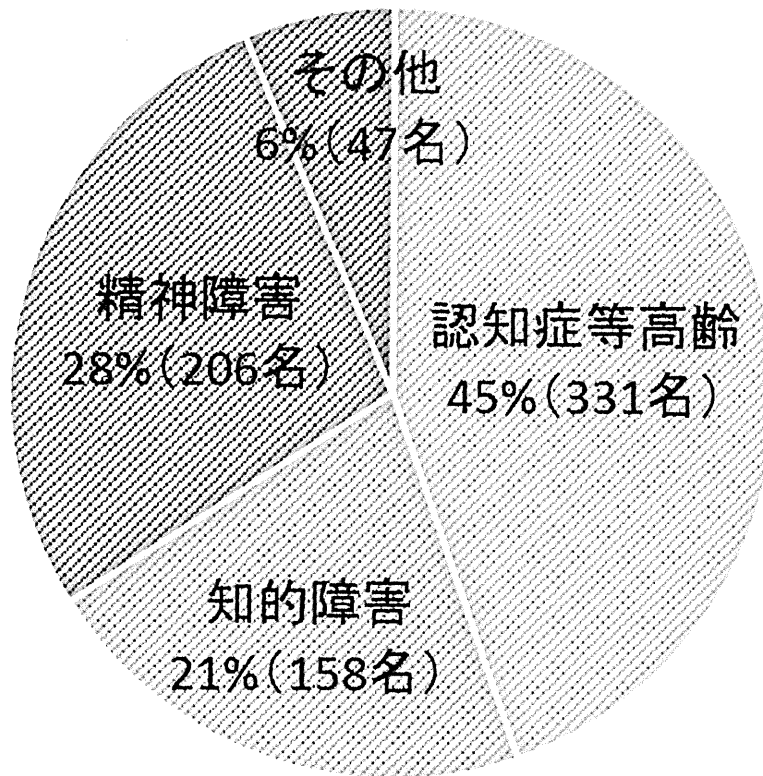
1 事業開始以降の契約状況



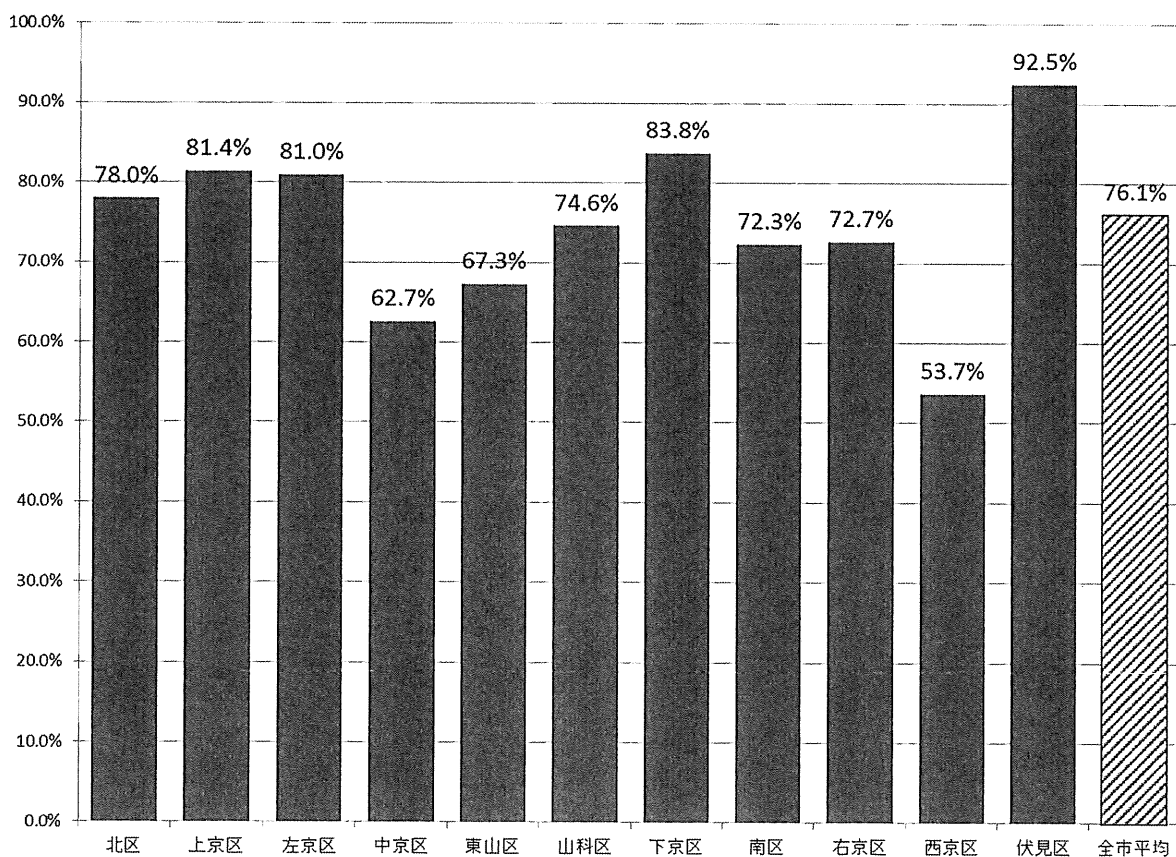
2 平成28年9月末の契約件数(区別)



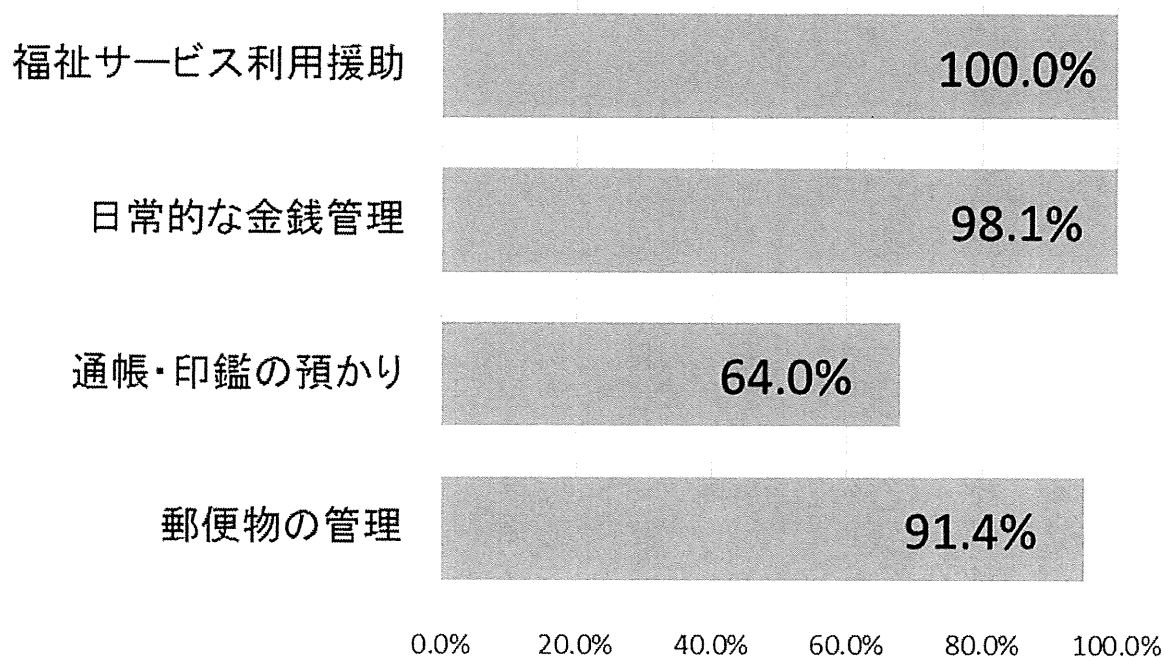
3 平成28年9月末の利用者の判断能力低下の主要因(全市)



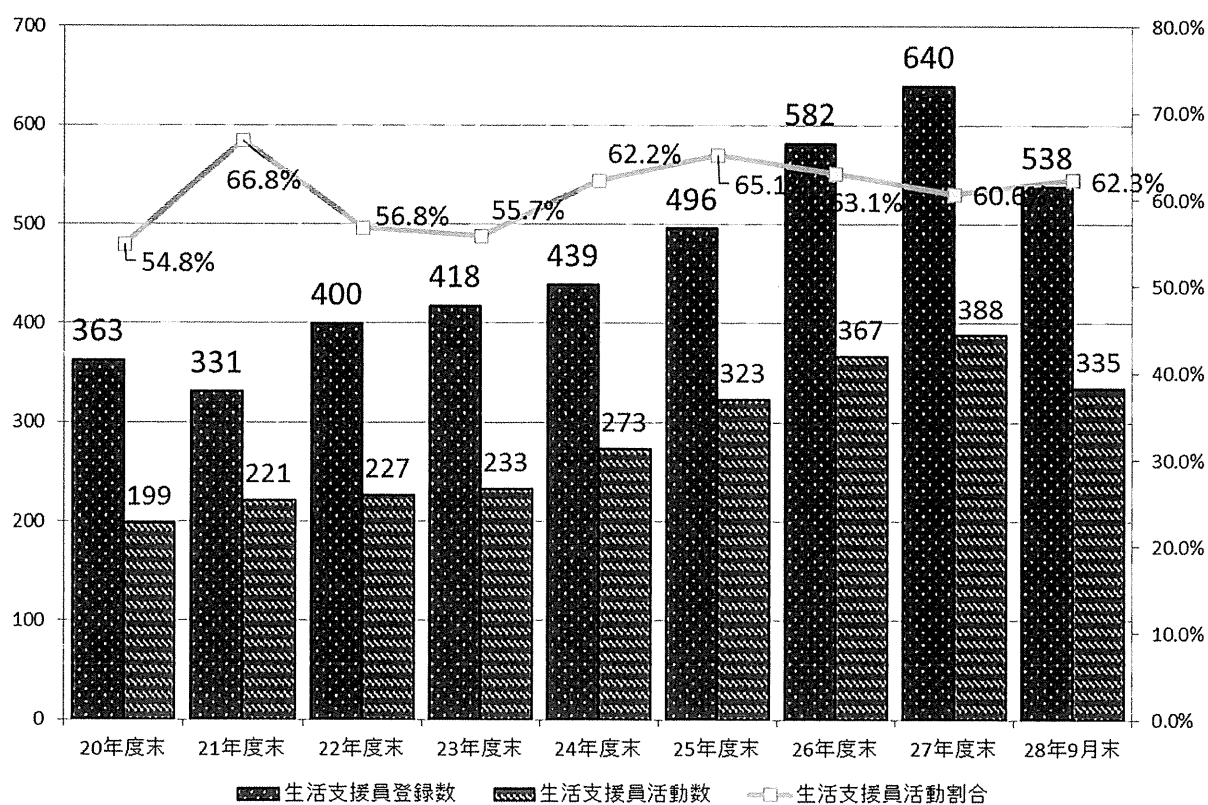
4 平成28年9月末の利用者に占める生活保護受給者の割合(区別)



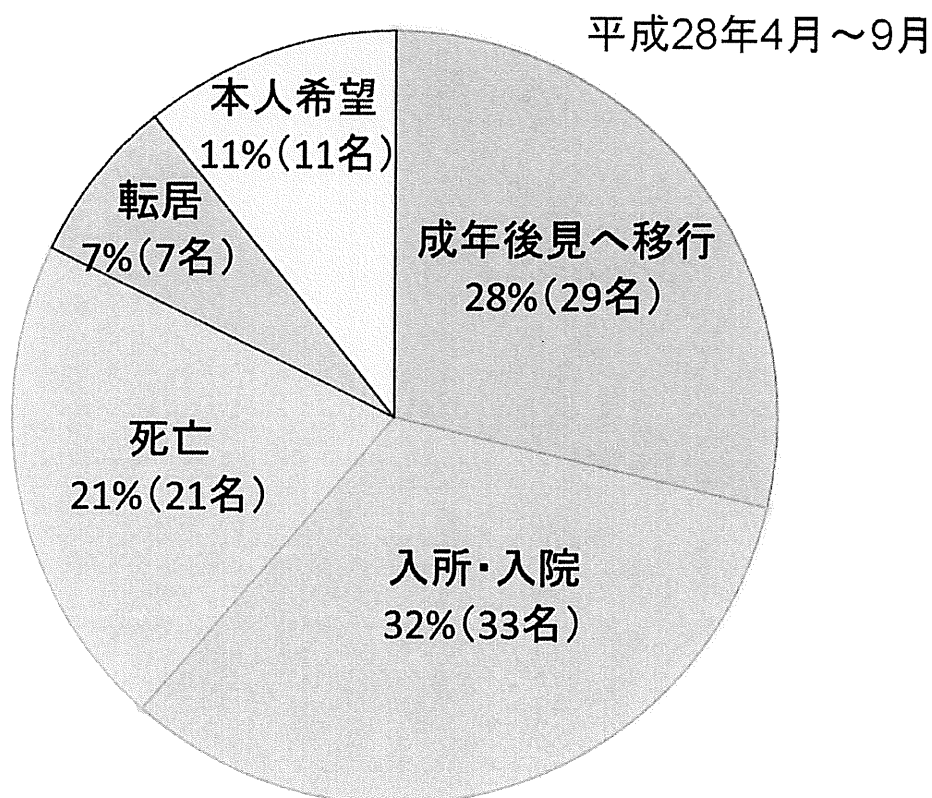
5 平成28年9月末の援助内容の内訳



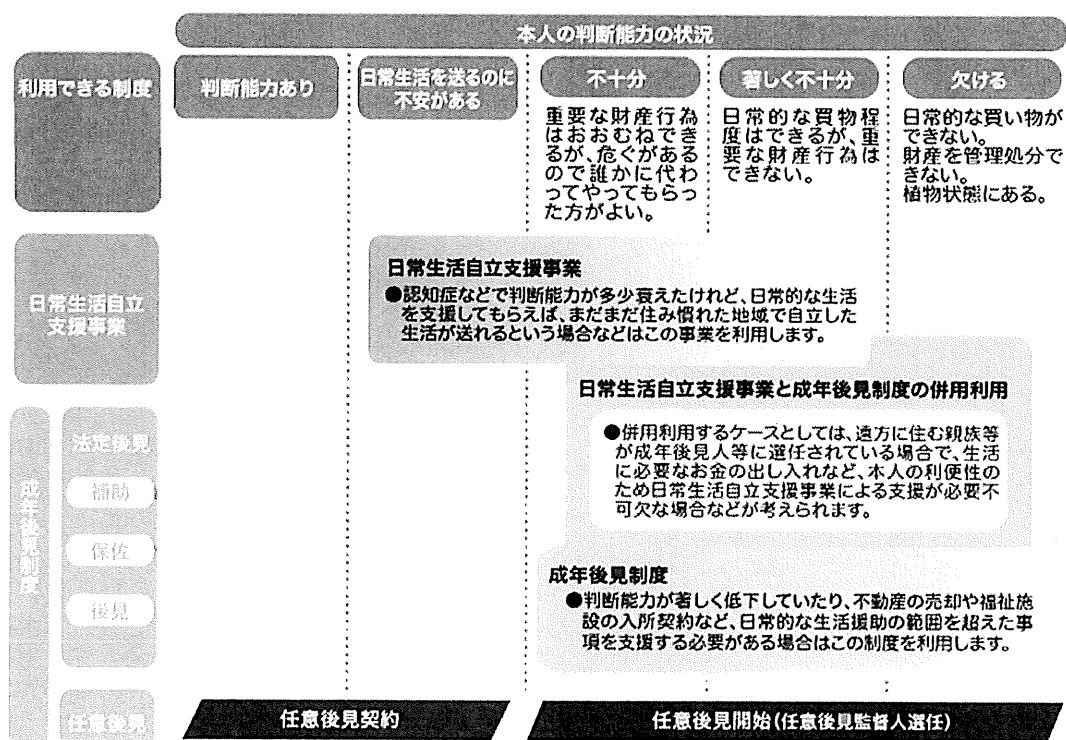
6 生活支援員の状況(登録者・活動者・活動率)



7 平成28年4月～9月に契約終了ケースの「理由」内訳



日常生活自立支援事業と成年後見制度との関係(1)



日常生活自立支援事業と成年後見制度との関係(2)

	日常生活自立支援事業	成年後見制度 (法定後見)
管轄	厚生労働省	法務省
根拠法	社会福祉法	民法
援助者	専門員、生活支援員	補助人、保佐人、成年 後見人
利用料(報酬)の基準	実施主体の規程による	裁判所が決定する
手続き	本人又は関係機関による 市区町村社協への申込	申立権者による家庭裁判 所への申立て

行政機関との連携・役割分担

・それぞれの特性を生かした支援の役割分担

○社協・・・利用者の同意・契約に基づく支援が前提
→頻度の高い(例えば週1回)面談支援、領収書等の確認等
実態把握、信頼関係の構築に有利

○行政機関・・・必要に応じ、行政指導・処分を用いる。行政ネットワークによる広い情報収集が可能

例)福祉事務所・・・生活保護法第27条に基づく生活指導(計画的な消費、家賃、公共料金の支払い等)の強い権限を持つ。庁内・庁外(収入・資産、医療機関等)調査権限を持つ。

【事例紹介】

Aさん(70歳台・男性): 単身。収入年金12.5万/月。市営住宅居住

【身体状況】 認知症(徐々に進行。短期記憶低下)。要介護(認知症自立度1。高血圧(受診は思いついたときだけ。服薬管理全くできず)

【福祉サービス利用状況】 サービス利用に拒否的。ようやく訪問看護週3利用

【親族状況】 長女・次女(前妻《AさんによるDVが原因で離婚》と同居)ともに関わり拒否)

【Aさんの希望】 「何でもいいから誰か助けて」(金銭管理・紛失予防等)

【相談経路...地域包括支援センター】

- ・ 現住居には40年くらい居住。百科事典販売や不動産関係の仕事に従事
- ・ 認知症が進行。通帳・現金の紛失が頻発、郵便物の管理もできない。日自等は「ややこしい。絶対いや」
- ・ サービス利用はかたくなに拒否。「契約＝人を縛る」と強いマイナスイメージ。
- ・ 身体は元気でパチンコに出かける(金を使いすぎてしまう)。

→区社協の地域あんしん支援員(CSW)*が、特定のサービスを定めず包括的に困りごとに寄り添い、信頼関係を構築して適切なサービス(日自を意識)につなげることにトライすることとなった(約1年前)

【あんしん支援員の訪問支援展開】

- ・ 「困りごとの相談相手」として紹介してもらい、W1頻度で訪問(人との関わりは拒まない)。「寒いしストーブ買ったら」「足に浮腫、受診したら」→拒否。こんなことの繰り返し。
- ・ 出会って3か月目、家賃の未納発覚。「最近ぼけてきてる。何からしたらいいかわからへん」→やっと困ってる本音言ってくれた。市役所との交渉、分割払込を一緒に行く。でも翌週は支払ったことを忘れている。
- ・ 4か月目。学区社協役員・老人福祉委員「最近外出せず、家でよう寝てはる」。訪問時も横になっていることが増える。好きなパチンコも行かず。家賃減免手続きも放置。安心支援員が手続きを支援すると翌週「何かわからんが助けてもらた」ことは記憶。
- ・ 5か月目。金がなくなって万引き、交番から連絡受け、長女が迎えに。地域包括職員が訪問。万引きしたことは忘れていたが「手元に金なくて困ってる」と訴え→強くサービス利用を働き掛けるチャンスでは、と包括、社協で共有。粘り強く働きかけ
- ・ 6か月目。訪問。年金支給1か月目で残金がほとんどない。「ぼけて何もわからん。死んだ方がまし」と弱気。米の買い置き(2kg×3)は室内にあるのを見つけようやく落ち着く
- ・ 8か月目。体調も悪化、食事もとれず。HH(家事援助)W3ようやく導入。

- 9か月目。ようやく日自利用に同意。金銭管理(通帳印鑑も預かり)、サービス利用手続き、郵便物管理が可能となった。経済生活はようやく安定。

【日自軸にサービス利用を増やしていく。サービスにより生活は安定】

- 11か月目。CMが電磁調理器、配食サービス導入。DS(「おいしいごはん屋さん。風呂入ってカラオケ」)も心地よいと受入れ。HHを「このお父さんよくしてくれる」と評価し、HHと一緒に買い物出納簿を見て、払うべきものを払っていることを確認、「心配ないね」と納得。

→一定の安定は見せているが、日自の通帳印鑑管理には、ときおり陰しい顔で「こんなおかしい話があるか」と反発。説明→納得→忘れて不信の再発を繰り返している。